

ショルダープロ無料お試し 利用規約

本規約は、ファミリーイナダ株式会社（以下、「甲」という。）とお客様（以下、「乙」という。）の間において、乙が甲に対して申し込む、ショルダープロ（以下、「本商品」という）の無料お試しサービス（以下、「本サービス」という。）について、本サービスの期間中に適用される条件を規定するものである。

（本サービス期間）

本サービスの期間は、別途甲乙間で取り交わす借受書に記載の借受日から一カ月間とする。

（保守と遵守事項）

甲は、乙の要請を受けて、甲の負担で本商品の保守を行うものとする。なお、乙は次の各号を遵守するものとする。

- （１）乙は、甲から貸与された本商品について、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- （２）乙は、取扱説明書に記載の方法に従って、本商品を使用させるものとする。
- （３）不良が発見された場合には、乙の判断により勝手に修理等せず、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従うものとする。なお、乙は、本商品の不良が解消されるまでは、本商品を使用させてはならない。
- （４）本商品の使用により、健康被害が発生した場合には、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従うものとする。

（有償保守）

1. 次の各号に該当する場合の保守は、有償とする。

- （１）本商品の取扱説明書に記載の方法に従わずして、本商品が破損又は故障した場合
- （２）事前の書面による甲の承諾なく、乙（乙が委託した第三者を含む）が本商品を分解（リバーシエンジニアリングを含む）、改造、又は修理して、本商品が破損又は故障した場合
- （３）乙（乙が労務管理する従業員、パート社員、及び派遣社員等を含む）、又は本商品の設置場所に立ち入る甲乙以外の第三者の故意又は過失により、本商品が破損又は故障した場合

2. 前項の場合、乙は甲による保守を承諾するものとし、甲は保守内容に応じた金額を乙に請求する。

(利用規約の変更)

甲は、甲が必要と判断する場合、または法律等の改正等があった場合、本規約を変更することができる。その場合、甲は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、甲のウェブサイトに表示し、または甲が定める方法により乙に通知することで乙に周知するものとする。

初版：2022年6月16日

以上